

瀬戸市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 39 号

瀬戸市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市斎苑条例施行規則（平成 8 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（入場の制限）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、斎苑の入場を禁止し、又は退館を命ずることができる。</u></p> <p>— <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>その他斎苑の管理上支障があると認める者</u></p> <p>（入場者及び使用者の遵守事項）</p> <p>第 8 条 <u>斎苑に入場した者及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>から まで <省略></p>	<p>（使用者の遵守事項）</p> <p>第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>から まで <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。